

## ゴムライニング製品の検査基準

この基準は、ゴムライニング製品の検査について規定する。

### 1. 外観検査

目視によりライニング面について次の項目の有無を調べて、ないこととする。

- 1.1 傷
- 1.2 異物の付着
- 1.3 ふくれ、浮き
- 1.4 継目および端部のはがれ

### 2. ピンホール検査

ゴムの電気絶縁性を利用し、高周波式ピンホールテスター、低周波式パルス式ピンホールテスター、直流式ピンホールテスターにより、ピンホールの有無を調べて、ないこととする。(試験方法についてはJ RMA-L-6901 13ページ5.2項をご参照)

### 3. 硬さ検査

ライニング材料により次の試験機に分けて行う。測定方法は、JIS K 6253-3

(—硬さの求め方—第3部：デュロメータ硬さ)に準ずる。合否の判定基準は、標準硬さ(目盛)の $\pm 10$ とする。特殊なゴムライニングは、事前に当事者間の協議により、硬さの判定基準値を決定し、合否の判定はその基準値内とする。

3.1 軟質ゴムの場合は、タイプAデュロメータを用いる。

3.2 硬質ゴムの場合は、タイプDデュロメータを用いる。

### 4. 厚さ検査

厚さ計により測定する。合否の判定基準は、基準厚の $+20\% \sim -10\%$ とする。特殊なゴムライニングは、事前に当事者間の協議により、厚さの判定基準値を決定し、合否の判定はその基準値内とする。

### 5. 打診検査

打診棒によりライニング面を軽くたたき、異常音によりゴムの浮きの有無を調べて、ないこととする。

**6. 寸法検査**

スケール、ノギス、限界ゲージなどで、必要な部分について測定する。合否の判定基準は、仕様書、図面などの基準値内とする。

**7. その他の検査**

前記の検査のほか水圧試験、空気圧試験および組立て試運転試験などがあるが、これらは事前に当事者間の協議により実施の有無および方法を決定し行う。合否の判定基準は、その基準値内とする。